

# 特定商取引法違反の訪問販売事業者 に対する行政処分について

県は、令和8年6月8日付で、不用品回収などの訪問販売事業者である不用品リユースセンターこと石丸正和に対して、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）に基づき、業務停止命令（3か月）及び業務禁止命令（3か月）並びに違反行為の是正等に係る指示を行いました。

## 1 事業者の概要

- (1) 名称：不用品リユースセンター
- (2) 代表者：石丸 正和（いしまる まさかず）
- (3) 本社所在地：福岡県糟屋郡志免町別府3丁目10番20号
- (4) 設立：平成31年3月頃
- (5) 取引類型：訪問販売
- (6) 役 務：不用品回収、リサイクル・リユースなど

## 2 処分の原因となる事実

- (1) 書面の交付義務に違反する行為（特定商取引法第5条第1項第1号）

事業者は、営業所以外の場所において、役務提供契約を締結した特定顧客である消費者に対し、契約書面を交付せず、また、他の特定顧客である消費者に交付した契約書面についても、クーリング・オフに関する事項のほか、事業者の電話番号、契約の締結を担当した者の氏名の記載がなかった。

- (2) 役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第6条第1項第5号）

事業者は、実際には、役務提供契約が、特定商取引法第9条第1項の規定に基づき、解除をすることができるにもかかわらず、電磁的記録であるSMSを使用して役務提供契約の解除を申し出た消費者に対し、「作業行った上でクーリングオフは行えません」と返信するなど、当該役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げた。

## 3 行政処分の概要

- (1) 業務停止命令（特定商取引法第8条第1項、同法第68条）

令和8年6月9日（命令の日の翌日）から令和8年9月8日までの3か月間、訪問販売に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

- ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 役務提供契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令（特定商取引法第8条第1項、同法第68条）

令和8年6月9日（命令の日の翌日）から令和8年9月8日までの3か月間、訪問販売に関する業務のうち、上記(1)の業務停止命令に係る範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを禁止すること。

(3) 指示（特定商取引法第7条第1項、同法第68条）

事業者は、特定商取引法第5条第1項第1号に規定する書面の交付義務に違反する行為、特定商取引法第6条第1項第5号に規定する役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反するものであることから、同事業者は、訪問販売に関して、次の事項を遵守すること。

ア 今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、令和8年7月8日（命令の日の1か月後）までに、福岡県知事宛に文書により報告すること。

イ 今回の違反行為の再発防止策及びコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、福岡県知事宛に文書により報告すること。

4 福岡県内の消費生活センター等に寄せられた相談状況

122件（平成31年3月以降） 契約者の平均年齢34.5歳（契約当時）